

(4) 二つの計画が努力義務になった理由

現行の学習指導要領には、通常の学級に在籍する障がいのある児童生徒などに、個別の教育支援計画と個別の指導計画を作成し、活用することが努力義務として明記され、前回の学習指導要領と比較すると、特別な教育的支援を必要とする児童生徒を支える基盤が整いつつあります。

平成17年4月に施行された発達障害者支援法では、それまでの障害者福祉制度において、障がいの気付きや対応が遅れがちであった^{※5}自閉症・アスペルガー症候群、LD（学習障がい）、ADHD（注意欠陥多動性障がい）などを「発達障がい」と総称して、それぞれの障がい特性やライフステージに応じた支援が国・自治体・国民の責務に位置付けられました。

同法律は、平成28年6月に改正され、「社会的障壁の除去」「切れ目のない支援」「支援計画の作成・活用」「情報共有の促進」「司法手続きにおける配慮」が盛り込まれるなど、発達障がいのある人が日常生活や社会生活をより円滑に過ごせるよう、目的や基本理念に基づき、内容の充実が図られました。教育に関しては第8条において、発達障がいのある子どもの特性を踏まえた十分な教育を受けられるようにするため、個別の教育支援計画と個別の指導に関する計画の作成が規定されており、平成29年に告示された学習指導要領に反映されています。

※5 自閉症・アスペルガー症候群は、「精神疾患の診断・統計マニュアル 第5版」（DSM-5）では自閉スペクトラム症となっています。

発達障害者支援法（平成16年12月10日法律第167号）



こうした流れの中、平成30年5月文部科学省と厚生労働省は連名で、「教育と福祉の一層の連携等の推進について」を通知しました。

通知では、支援の必要な子どもやその保護者が、乳幼児期から学齢期、社会参加に至るまで、**地域で切れ目なく支援が受けられるよう、家庭と教育と福祉のより一層の連携の推進**が求められています。

家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト
[文部科学省・厚生労働省]



障がいのある児童生徒などの中には、ある場所で身に付けた行動を別の場所で発揮することが困難であったり、支援方法が変わると自分の力を発揮することが難しくなったりするなど、置かれた環境に左右される児童生徒がいます。そのような中、近年、放課後等デイサービスの利用が増加しているように、障がいのある児童生徒などは教育機関、福祉機関など複数の機関に関わっていることも多く、それらは管轄が異なっている場合があります。

こうした状況においても、児童生徒に関わる関係者が、将来の姿を含めて、子どもの情報を共有し、互いに協力し合い適切な指導や支援につなげることを目的としたのが、個別の教育支援計画と個別の指導計画になります。

校長には、こうした個別の教育支援計画や個別の指導計画が策定された趣旨や背景、二つの計画のメリットを、教職員や保護者等に説明することを通じて作成・活用を促し、**児童生徒への切れ目のない指導・支援につながる学校経営**を行うことが求められます。